



# 議会 定例会

町内十の公の施設に  
指定管理者制度導入を可決  
就学前のすべての乳幼児の  
医療費を無料化へ

平成十七年第十一回町議会定例会が十二月十三日から十六日までの四日間開かれました。  
今回の定例会では、町内の公の施設十カ所を管理運営する指定管理者の指定についての議案のほか、平成十七年度一般会計および特別会計補正予算など四十五の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決、同意しました。

## 町長の行政報告

(一部抜粋)

### 出合いの場創出事業について

男女の「出合いの場創出事業」として十一月十九日、会員四十名の参加を得て、「第一回こみっと会員交流会」を開催しました。この会をきっかけに、今後交流を継続するカップルが誕生し、定住促進に繋がることを

期待したいと思います。

### 町男女共同参画計画の策定について

男女共同参画社会基本法に基づき、この度「美郷町男女共同参画みさと計画」を取りまとめました。美郷町に暮らし、働くすべての男女が共同参画の趣旨を理解され、本計画内容の実践へと繋げていくことを期待いたします。

## 町民歌の制定について

町民憲章の制定を踏まえての町民歌歌詞募集ですが、九月二十日から十月三十一日まで公募し、四十一編の応募があり、今後「町民歌歌詞選定委員会」において選考を行うとともに、本年度内に作曲を行い、町民歌を制定してまいります。町民の心の拠り所になることを期待しております。

## 行政懇話会について

十二月六日から八日にかけて、福祉・保健、教育・文化、地域振興・観光、産業・労働、民生・防犯関係の三十五団体と「行政懇話会」を行い、各種団体の課題等について意見交換させていただきました。今後の町政運営の参考にしていきたいと思っております。

## 平成十八年度新規職員採用試験について

平成十八年度の新規職員採用試験については六十八名の応募があり、一次試験は六十一名が受験しております。二次試験は一次試験で選抜された七名が受験しましたが、二名を任用候補者名簿に登録しました。来年四月一日付けで採用予定です。

## 行政区の取り扱いについて

かねてより機能等の統一化を検討してまいりました行政区について、その基本方針を定め、十二月二十日、二十一日の両日に、各地区の行政協力員の方々へ説明会を実施いたします。十八年度より、機能等の統一化をしていくようご理解をお願い申し上げます。

## 東京大田区との「友好都市提携」等について

十一月五日に開催されたOTAふれあいフェスタにおいて、東京都大田区と「友好都市提携」、「災害時における大田区と美郷町との相互応援に関する協定」を締結しました。大田区とは平成三年より旧六郷町が、物販交流や子どもたちの雪国体験交流などを行っておりましたが、今回の締結により、美郷町として幅広く交流を深めてまいりたいと思っております。

また、今回、併せて締結した防災協定は、両区町のいざれかで災害が発生し、十分な応急対策ができない場合に相互に応援することを目的としたものです。

## 今季の出稼ぎ就労者について

今季の出稼ぎ就労者数は、十一月末現在で百九十三人となっております。その内訳は関東圏域百三十九人、東海圏域三十四人、近畿圏域十三人、

その他の圏域七人です。安心して就労できますよう「(財)秋田県ふるさと定住機構」への加入促進や就労前健康診断受診を推進し、就労先での事故防止や健康管理について関係諸団体と連携を図ってまいります。

## 乳幼児医療費への助成について

県の乳幼児医療制度が今年の八月に見直しされ、一部自己負担が導入されましたが、町として子育て支援策の充実を期したため、十八年二月診療分から町単独の支援策を講ずることができるよう、この度、その準備費用を補正計上いたしました。

未就学児までを対象に、一部自己負担相当額を助成したいほか、所得制限により制度非該当になる乳幼児にも助成したい内容で、実際の助成予算は、来年度予算に計上したいと存じます。

※詳しくは十九ページをご覧ください。

## J Aの農薬流出事故について

十月十日発生したJA秋田おぼこ千畑支所種子センターからの薬剤流出事故については、JA秋田おぼこ、関係機関、関係団体と連携を取りながら対処し、十月十八日安全宣言したところです。その後、地下水涵養池から汲み取った流入水、同じ

く涵養池の表土については、それぞれ十一月十六日、二十二日に、大館市の産業廃棄物処理施設へ搬送され、適正に処理されております。今後は、原因発生者が二年ほど定期的に水質検査を継続する旨報告を受けっております。

## 改正介護保険法への対応について

十月に改正介護保険法が施行されましたが、入所者の動向については、現在のところ、法改正に伴う食費の自己負担化等を理由に特別養護老人ホームを退所した方はいない状況です。

制度改正後の給付費の支払状況はまだまとまっておりませんが、国では年間ベースで約5%の公費負担減になるものと試算しております。ただ、今回の改正では、施設に係わる介護報酬が十八年三月までの一時的なものであること、要介護認定者の増加にともない給付費も増加していること、来年度からは、介護予防・地域支え合い事業として国の補助事業として実施されていた転倒防止などの予防事業や介護用品の給付などが地域支援事業として介護保険事業の一部となることなどにより、来年度以降の介護保険事業に対する保険料の引き上げや町負担の増加は避けられないものと見込まれております。